

3. 特定家畜伝染病発生時における北部地区の 迅速な防疫対応への取り組み

宇佐家畜保健衛生所

○甲斐千佳子・(病鑑) 長岡健朗・(病鑑) 泉修平・吉田秀幸
(病鑑) 尾形長彦・木本裕嗣・廣瀬啓二・松岡恭二

【はじめに】

平成 22 年度は、宮崎県における口蹄疫及び本県を含め 9 県で高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) の発生が確認され、畜産業に多大な被害を及ぼした。これを受け、家畜伝染病予防治法 (法) 並びに特定家畜伝染病防疫指針 (指針) の改正がなされ、より迅速な防疫対応が求められることとなった。今回、北部地区では、特定家畜伝染病発生時において、より迅速な防疫対応を行うための体制作りに取り組んだので、その概要を報告する。

【取り組み状況】

- 1 局内勉強会：特定家畜伝染病発生時の現地対策本部となる北部振興局 (局) 職員へ、防疫対応の改正点等について説明、認識の共有。(H23.5)
- 2 畜産農家研修会：豊後高田市、中津市、宇佐市の各市または地区毎に畜産農家を招集し、法の改正及び防疫対応についての説明と併せ、初動防疫のための事前調査への協力依頼を実施。(H23.7～8)
- 3 初動防疫のための事前調査：初動防疫を行う際に必要な、農場内作業場 (ホットゾーン)、道幅、埋却地、動員者が防護服等を着脱するための作業場 (クリーンゾーン)、動員者が集合受付等を行うための集会場等について、市及び局、家畜保健衛生所 (家保) 職員が農場毎に調査し資料を作成。(H23.8～継続中)
- 4 先遣隊の構築：疑い事例が確認された場合、いち早く各作業場におもむき作成した資料を基に現地確認し、初動防疫に係るプランニングを行う先遣隊を組織。先遣隊メンバーは、農場内作業場や埋却地及びクリーンゾーン等作業場毎に担当所属を決め、局、保健所、土木事務所、家保職員で構成。(H23.9)
- 5 北部地区特定家畜伝染病防疫演習：対象疾病を HPAI とし、養鶏農家で本病の疑い事例が確認されたと想定。初動防疫に係るプランニングを実施し、時系列に沿って検証。(H23.10)

【まとめ】

法並びに指針の改正により、特定家畜伝染病の疑い事例を確認してから疑似患畜が確定し、家畜の殺処分をはじめとする防疫措置の開始までの時間が大幅に短縮された。特に HPAI は、県段階の検査結果をもって、国との協議で疑似患畜と確定するため、疑い事例確認後数時間で初動防疫開始となる。そのため、初動防疫に係るプランニングは、より迅速に行う必要があり、重要度が増している。今回、北部地区では、職員の共通認識、初動防疫のための事前調査、先遣隊の構築等に取り組んできた。

今後、初動防疫のための事前調査を継続するとともに、勉強会及び防疫演習等をつうじて、職員の技術力向上に努めていきたいと考える。